【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年6月27日

 【会社名】
 スター精密株式会社

【英訳名】 STAR MICRONICS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 肇

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号

【電話番号】 054-263-1111(代)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 佐藤 衛 【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号

【電話番号】 054-263-1111(代)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 佐藤 衛

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額

211,200,000円

- (注) 1. 本募集は、平成25年5月23日開催の当社第88期 定時株主総会の決議および平成25年6月27日開 催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オ プションを目的として、新株予約権を発行する ものであります。
 - 2.募集金額は、新株予約権をストック・オプションとしての目的で発行することから無償といたします。また発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります
 - 3.発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額は、新株 予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失し た場合および当社が取得した新株予約権を消却 した場合には減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(第7回新株予約権証券)

(1) 【募集の条件】

発行数	1,920個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月5日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	スター精密株式会社 総務人事部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年7月5日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 本新株予約権証券の発行については、平成25年5月23日開催の当社定時株主総会および平成25年6月27日開催の当社 取締役会においてその発行の決議をしております。
 - 2 申込みの方法
 - 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所において申込みをすることとします。
 - 3 本新株予約権の募集はストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社取締役、執行役員および従業員ならびに当社の連結子会社の取締役に対して行うものであります。
 - 4 本募集の対象となる者の内訳は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	6名	750個
当社執行役員	2名	100個
当社従業員	12名	240個
当社連結子会社取締役(当社出資比率100%)	9名	440個
当社連結子会社取締役(当社出資比率100%未満)	9名	390個
合 計	38名	1,920個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、当社普通株式の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	192,000株 (新株予約権1個につき目的となる株式の数100株。 ただし、 (注)1により 株式数の調整を受けることがあります。)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とします。ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値となります。ただし、(注)1により行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価額の総額	211,200,000円(注) 2
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	1 当社普通株式 1 株の発行価格は、行使価額と同額とします。 2 当社普通株式 1 株の資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成27年 6 月29日から平成31年 6 月28日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 スター精密株式会社 総務人事部 (またはその時々における当該業務担当部署) 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行静岡支店 (またはその時々における当該銀行の継承銀行もしくは当該支店の継承支店)
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではないものとします。 2 新株予約権者の相続はこれを認めないものとします。 3 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めないものとします。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	1 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。 2 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償を取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものと します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数 をそれぞれ交付するものします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1 に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組 織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1で定められる行使価額を調 整して得られる再編後の払込金額に上記(3)に従って決定される当該 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金 額とします。
- (5) 新株予約権を行使できる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始 日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新 株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までと
- (6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における 増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 および資本組入額」に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の 承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件 上記「自己新株予約権の取得の事由および取得の条件」に準じて決定 します。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数および払込価額の調整

新株予約権の目的となる株式の数および払込価額は、以下の場合に調整されるものとします。

株式数の調整

組織再編成行為に伴う新株予約権の

交付に関する事項

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数において行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整することができるものとします。

行使価額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

なお、新株予約権発行後、当社が合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

- 2 発行価額の総額は本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。
- 3 新株予約権の行使請求および払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印または署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
 - (2)上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に指定する日時までに振り込むものとします。
- 4 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。
 - (2) 当社は、行使手続き終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続きを行うものとします。
- 5 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることとします。

(3)【新株予約権証券の引受け】

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
211,200,000	1,000,000	210,200,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。
 - 2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権が消却された場合には払込金額の総額および差引手取概算額は減少します。
 - 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、ストック・オプションを目的として当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の連結子会社の取締役の連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として発行するものであり、資金調達を目的としておりません。従って、本件新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額および時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、手取金は、設備資金あるいは運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第88期(自平成24年3月1日 至平成25年2月28日) 平成25年5月24日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年6月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成25年5月29日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第88期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成25年6月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

スター精密株式会社本社

(静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】